

第27回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第27回岩手町農業委員会総会は、令和4年9月22日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 報告第2号 農地法により貸借された農地の解約について

日程第6 報告第3号 基盤法により利用権設定された農地の解約について

日程第7 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第9 追加議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

2番 乙茂内 丈久

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

7番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

農業委員会事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子
主事 藤川 翔太郎
農地利用最適化推進委員 五十嵐 美穂
農地利用最適化推進委員 三浦 新吾

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第27回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

7 番府金秀一委員、8 番瀬川浩美委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事 務 局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法施行規則(転用の例外)該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 報告第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法施行規則（転用の例外）該当届について、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、転用の例外届があったので報告するものであります。

議案書は、5 ページとなります。

番号 4、土地の所在、大字江刈内第 30 地割地内の畑 1,098 m²の内 12.50 m²と、番号 5、土地の所在、大字川口第 29 地割地内の畑 2,247 m²の内 12.50 m²について、●●が、無線基地局を設置するものでございます。今後、12 月より工事予定となっております。

なお、先月の総会において基地局を設置するに伴い、資材置き場や作業スペースを必要とするため一時転用の許可をいただいている箇所でございます。

詳細につきましては、6 ページから 10 ページをご覧ください。

以上、報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第 1 号を終わります。

◎報告第 2 号

議 長 日程第 5、報告第 2 号、農地法により貸借された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 報告第 2 号。議案書は、11 ページをご覧ください。

農地法により貸借された農地の解約について、合意解約の通知があったので報告するものでございます。

12 ページをご覧ください。

番号 5 から 13 の 9 件 38 筆について、農地法第 3 条により貸借しておりましたが、土川・新田・下鳴沢一部地区の中間管理事業へ移行するため、双方の合意を得て解約するものでございます。

以上、報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第 2 号を終わります。

◎報告第 3 号

議 長 日程第6、報告第3号、基盤法により利用権設定された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 報告第3号。議案書は、15ページをご覧ください。

基盤法により利用権設定された農地の解約について、貸借の合意解約の通知があったので報告するものでございます。

16、17ページをご覧ください。

番号14から24の11件21筆について、基盤法により貸借しておりましたが、土川・新田・下鳴沢地区の中間管理事業へ移行するため双方合意により解約するものでございます。

なお、今回土川等の地区で中間管理事業へ移行するため合意解約した報告第2号と第3号は、合計筆数59筆、23.15ヘクタールとなります。

以上、報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第3号を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第7、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第1号。議案書は、18ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について同条第3項に規定により意見の決定を求めるものであります。

19ページをご覧ください。

番号6、土地の所在は、大字五日市第10地割地内の畑330㎡について、一般住宅を建設するため土地代総額、記載の600万円で売買し転用するものでございます。

詳細につきましては、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いいたします。

なお、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

以上、説明を終わります。

議 長 続いて、現地調査報告及び意見書等の説明をお願いします。

五十嵐推進委員 現地調査の結果について、推進委員の五十嵐から報告いたします。

本日、午前9時から佐々木委員、三浦推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号6番の農地について報告します。

6番の農地は●●付近の所にあり、原野状態にて管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

主 事 続きまして、私の方から意見書・調査書について説明いたします。

受付番号6番の申請について説明いたします。19ページから22ページをご覧ください。転用目的は一般住宅建築に伴うものであり、申請箇所及び事業計画は記載のとおりとなります。23ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑ないものと認め、質疑を終わります。これより、採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

(松本良子委員 退席)

◎議案第2号

議 長 次の案件につきましては、10番松本良子委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限に該当しますので、本報告の審議が終了するまで退席します。

議長が退席しましたので、私、職務代理者幅が議案第2号について進めます。

議 長 日程第8、議案第2号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求め

ます。

局長 補佐 議案第2号。議案書は、25 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき策定された令和 4 年度岩手町農用地利用集積計画について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、ページをめくり 26 から 75 ページをご覧ください。

番号 24 から 126 について、土川・新田・下鳴沢の一部地区の農地中間管理事業の利用権設定を行うものでございます。

筆数 360 筆となり、田 169 筆、畑 191 筆であります。

総面積についてですが、75 ページをご覧ください。

地目別設定面積をご覧ください。

田 541,400.10 m²、畑 1,169,151.06 m²、計 1,710,551.16 m²となっておりますが、一括方式により、所有者から公社へ貸し付けした面積、公社から担い手へ貸し付けした面積の合計となっております。

ですので、農地集積面積を算出するにあたり単純に2分の1となります。

2分の1となると、田 270,700.05 m²、畑 584,575.53 m²、合計 855,275.58 m²となります。

現時点での集積率については、農地の対象面積は、2,181,986.4 m²に対して 855,275.58 m²で、集積率は、39.2 パーセントとなります。現時点で連絡がとれず契約に間に合わなかった方々について今後追加し、12 月までの総会にて提案する予定ですので、最終集積率 40 パーセントは超える見込みであります。

次に、74 ページの番号 127 についてであります。農地売買支援事業による所有権移転についてです。

土地の所在、大字土川第 3 地割地内の畑 2 筆 8,695 m²について、記載の所有者が労力不足のため、現在の耕作者へ岩手県農業公社を通して土地代 100 万円にて売買するものでございます。

単価にしますと 1 m²あたり 115 円で、10 アールあたり 115,000 円となります。

以上、事務局説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。
番号10番、松本委員の復席を認めます。

(松本良子委員 復席)

議 長 本日、事務局より追加議案が提出されましたので、追加議案第1号として審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎追加議案第1号

議 長 続きまして、日程第9、追加議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 この追加議案につきましては、●●が東北新幹線高速化工事を行う上で、資材置場確保のため一時転用するもので、岩手県より早急に処理する必要があるため依頼され今回提案させていただくものでございます。

番号7、8について、土地の所在、大字沼宮内第24地割地内の田2筆、面積2,020㎡について、資材置場、敷地用通路等に転用し、2年間の予定で年間記載の金額において賃貸借するものでございます。

詳細につきましては、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

なお、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 続いて、現地調査報告及び意見書等の説明をお願いします。

三浦新吾推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

追加議案第5条申請、受付番号7番と8番の農地転用の件について報告します。

7番、8番の農地は、共に尾呂部地区の●●資材置場裏手にあり、休耕田として管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

主 事 続きまして、私の方から意見書・調査書について説明いたします。

本日お手元にお配りしました追加議案書の、ページは続きとなりますが 77 ページをご覧ください。追加議案にてご提案させていただきました経緯は先ほど局長補佐が説明したとおりで、受付番号 7 番、8 番共に借受人の●●が現在事業展開中の東北新幹線盛岡・新青森間高速化計画の中でトンネル改修工事を実施する際の工事資材置場確保のため申請をするものであります。

78、79 ページをご覧ください。申請箇所及び転用の範囲は記載のとおりとなります。続きまして、80 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番 幅 委員 この 2 人は、親子なのか。

主 事 同じ苗字ですが、親子ではありません。

議 長 あと、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

追加議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第 27 回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時 03 分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

職務代理人

7 番

8 番